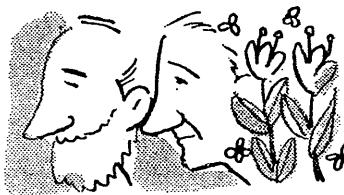


早期年金受給者の就業継続問題



(西ツイド)

昨年の年金改革の要点の一つであった可動老齢限度制についてはその後も論議が続いている(一般の老齢年金受給資格は65歳で生ずるが、希望した場合63歳で減額受給が可能となった。しかし年金を受給しつつ継続して何らか就業を認めるとどうかという点で与野党の意見が対立している)。

与党案では、65歳になる前に早期年金受給を決定した者は無制限に賃金を受けることはできないとするもので、これについて大統領は3月31日改正案に署名した。連邦議会は野党案を押し切ったが、連邦参議院では野党の支配する各州が多数であるため、この案を拒否だったのであった。

大統領はこれに対し、政府と与党の立場を支持し、連邦参議院の同意を要しないとした

のであって、ラインラント＝ファルツ州は連邦憲法裁判所に訴えようとしている。

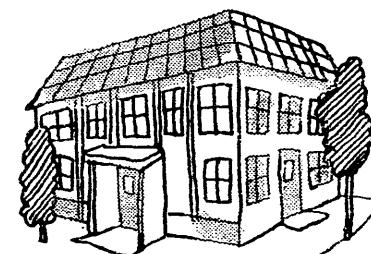
年金改革改正法が公布されると、1973年1月1日にさかのぼって、次のように早期年金

受給の際の所得制限が行なわれる。すなわち、早期年金と併行して正規の就業により許される所得は毎月拠出測定限度の10分の3をこえてはならない。これは1973年690マルク、74年750マルクとなる。ただし3ヶ月以内の臨時的就業はこの制限を要しない。なお法律発効の場合は、現在就業中の者は超過所得を還付する要はないが、就業継続の場合年金は停止される。

Die Welt, 31, März 1973.

(安積銳二 国立国会図書館)

重度障害者の就業助成計画



(西ドイツ)

西ドイツ連邦政府は3月21日職業教育促進法改正法と重度障害者法案とを承認した。

労相Walter Arendtによると、重度障害者法(Schwerbehindertengesetz)は従来の重症傷

害者法(Schwerbeschädigtengesetz)に代わるもので、就業に対する特典、解雇保護の拡充、6日間の休暇増加を内容とし、すべての重度障害者はその障害の原因に関係なく保護を改